

第9期 毛呂山町 高齢者総合計画

(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

計画期間:令和6(2024)年度~令和8(2026)年度



概要版



計画策定の趣旨と背景

本町における令和5(2023)年4月1日現在の高齢者人口は11,514人、高齢化率は35.5%で、すでに町民の3人に1人が高齢者となっています。令和3(2021)年3月に策定した「第8期毛呂山町高齢者総合計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度))」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、「地域包括ケアシステム」の推進を図ってきました。

今後も団塊ジュニア世代の全てが65歳以上となる令和22(2040)年に向け、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人の増加が予測されていますが、特に要介護認定率が大きく上昇する85歳以上の人口が急速に増加することで、介護サービスの需要の増大や支援ニーズの多様化がますます進むものと見込まれています。



計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本町の上位計画となる「毛呂山町総合振興計画」におけるまちづくりの理念を踏まえるとともに、福祉分野の上位計画である「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、また、「毛呂山町障害者福祉計画」、「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」、「毛呂山町健康増進計画・食育推進計画」をはじめとした関連計画との連携、整合性を図り策定します。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

なお、本計画は、団塊ジュニア世代の全てが65歳を迎え、現役世代が急減することによって、高齢化率がピークに達するとされている令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つもので、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直しを行い、改善を図るものとします。

また、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	
第8期計画期間			第9期計画期間			第10期計画期間														
令和22(2040)年を見据えた中長期的な計画																				

基本理念

本計画期間の2年目となる令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上に、さらに令和22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代の全てが65歳以上となりますが、この間、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測されています。また、近年では支援ニーズが複雑化・複合化し、介護保険制度だけでは解決できない場面も増えています。そのため、これまでの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係性を超え、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合う「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活が送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を引き続き町の実情に応じて構築していくことが重要となります。

第9期計画では、第8期計画までの成果や課題を継承し、住民一人ひとりが互いに協力し支え合い、多様な主体が連携、協働してくことで地域づくりを進めていくため、「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」を基本理念に掲げ、「地域包括ケアシステム」の進化・推進を図ります。

基本理念

住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・
いきいきと暮らせるまち・もろやま

基本目標

- 基本目標 ① 生きがいづくりと社会参加の促進
- 基本目標 ② 安心して暮らせるまちづくりの推進
- 基本目標 ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策の展開

基本目標

1

生きがいづくりと社会参加の促進

人生100年時代をいきいきと過ごすためには、生涯学習やスポーツ・レクリエーション、地域活動等といった社会活動に参加して生きがいを持つことが重要となります。生きがいを持つことにより、人と人とのつながりが生まれ、活動的になり、ひいては健康に対する好循環も生み出します。

ゆずっこ元気体操をはじめとした高齢者が集まる場(通いの場)などで介護予防事業を行うなど、健康に対する意識の向上を図りながら、慢性疾患や生活習慣病の予防にかかる健康づくりの普及啓発、特定健康診査(特定健診)、後期高齢者健康診査や保健指導、健康相談等を充実させ、高齢者一人ひとりが充実した日常を住み慣れた地域で送れるように支援していきます。

基本目標

2

安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯が増えていくことが予測されており、高齢者の孤立や孤独を防ぐ面からも、人と人との関わりあう社会活動への参加や地域住民を中心とした見守り活動など、支え合い活動を通じた地域づくりが重要になります。そのため、ボランティア活動や地域見守りネットワークの体制を整備するなど、多様な主体による支え合い活動が活発になるよう支援します。

基本目標

3

地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険法第1条では、高齢者の尊厳の保持と自立した日常生活の支援を基本としており、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を維持していくためには、医療や介護のみならず、様々な生活支援に関するサービスが日常生活の場で適切に提供できるような包括的な支援・サービス体制の構築に取り組んでいきます。その際には、本人だけでなく、介護者が抱える負担や複雑化・複合化した課題への対応、相談支援体制の充実を進め、更には介護予防事業や地域コミュニティの醸成等を通じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。



所得段階別保険料

第8期計画においては所得段階を12段階としていましたが、第9期においては、所得段階を13段階で設定します。

● 所得段階別第1号被保険者の介護保険料の設定^{※1}

所得段階	対象者		保険料基準額に対する割合	保険料年額 ^{※5}	
基準額より軽減される方	第1段階	世帯非課税 本人が町民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額×0.455 (0.285) ^{※2}	29,400円 (18,400円)
	第2段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.685 (0.485) ^{※3}	44,300円 (31,400円)
	第3段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が120万円超の方	基準額×0.690 (0.685) ^{※4}	44,700円 (44,300円)
	第4段階	世帯課税	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	58,300円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円超の方		基準額×1.00	64,800円	
基準額より増額される方	第6段階	本人が町民税課税	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	77,700円
	第7段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	84,200円
	第8段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	97,200円
	第9段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	110,100円
	第10段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	123,100円
	第11段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	136,000円
	第12段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	149,000円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	155,500円		

※1 保険料基準額(年額)は、「月額基準額(5,400円)×12か月」により算出しています。

※2 公費で負担する軽減制度により、第1段階の保険料率は「0.455→0.285」に軽減となります。

※3 公費で負担する軽減制度により、第2段階の保険料率は「0.685→0.485」に軽減となります。

※4 公費で負担する軽減制度により、第3段階の保険料率は「0.690→0.685」に軽減となります。

※5 保険料基準額(年額)×保険料基準額に対する割合は100円未満切り捨てにより算出しています。

